

令和元年度（2019年度） 熊本県医師修学資金（一般枠）募集案内

熊本県では、県内の地域医療を担う医師を確保するため、将来、医師が不足する地域の病院等*に、医師として勤務しようとする医学生に対して、修学資金を貸与します。大学卒業後の一定期間、知事が指定する地域の病院等*で勤務した場合は、修学資金の返還が全額免除されます。

※知事の指定する病院及び診療所で、熊本県内の公的な医療機関を中心とした35施設

貸与内容

| | |
|--------------|---|
| 応募資格 | <p><u>大学の医学を履修する課程に在学する者（熊本大学）</u></p> <p>① 入学後（編入学・転入学を除く）1年以内の者：「第1号被貸与者」 ② 編入学及び転入学または入学後1年を経過した者：「第2号被貸与者」 ※貸与対象者は県内出身者に限ります。県内出身者とは以下(1)～(5)のいずれかが熊本県内の場合とします。</p> <p>(1) 本人の出身高校又は出身中学校の所在地 (2) 本人の現住所地（現住所地が3年前以前から県内にある場合） (3) 保護者の現住所地（現住所地が3年前以前から県内にある場合） (4) 平成30年度の高卒卒業認定試験に合格した者の現住所地 (5) 外国の高校を修了した者の日本における現住所地（現住所地がない場合は本籍地）</p> |
| 貸与額 （※定額） | <p>① 入学料相当額 <u>282,000円</u>（第1号被貸与者に限る。） ② 授業料相当額 <u>535,800円</u>（年額） ③ 生活費相当額 <u>75,000円</u>（月額） ※6年間の貸与総額見込み：<u>8,896,800円</u> ※①及び②については改定に伴い変更の可能性があります。</p> |
| 貸与予定人数 | <p><u>5人以内</u> ※被貸与者が予定人数に達した時点で募集を終了します。</p> |
| 貸与期間 | <p>・第1号被貸与者 知事が貸与を受ける者として選定した日の属する月（当該月の属する年度の4月から修学している場合は4月）から卒業する日の属する月までの期間</p> <p>・第2号被貸与者 知事が貸与を受ける者として選定した日の属する月から5年を超えない範囲内で貸与契約で定める期間</p> |
| その他 | <p>貸与を受けるにあたっては、<u>債務の返還に必要な資力を有する、独立の生計を営む2人の連帯保証人が必要</u>となります。</p> |

申請方法

1 提出書類

- ・熊本県医師修学資金貸与申請書（別記第1号様式）

[提出書類に添付する書類]

- ・誓約書（別記第2号様式）
- ・住民票の写し（世帯全員が記載されているもの）
- ・貸与申請理由書（別添様式A）

※貸与申請理由書には、貸与希望の理由等として、貸与希望の動機及び地域医療に対する抱負や意見等につ

いて、合計800字程度で記載してください。

2 提出先

〒860-8556 熊本市中央区本荘1丁目1番1号
熊本大学生命科学系事務課医学事務チーム教務担当

- ・郵送及び持参による提出は、令和2年(2020年)2月28日(金)17時(必着)までとします。
- ・郵送の場合は別途封筒に「熊本県医師修学資金貸与申請書在中」と記載し、簡易書留でお送りください。

選考

1 選考方法

- ・熊本県医師修学資金の貸与を申請した者に対して順次面接を行います。
- ・面接結果、貸与申請理由書の内容を総合的に判断して選考します。

2 選考面接

- ・面接日時・場所等は別途お知らせします。

3 選考結果の通知等

- ・選考結果及び貸与に関する手続の方法等については、熊本県から本人に通知します。
- ・貸与が決定した場合、本人と熊本県が貸与契約を締結することになります。

修学資金返還の免除要件等

1 返還免除の要件

次の条件を全て満たしたときは、返還債務の全額が免除されます。

(1) 医師免許

大学卒業後、2年以内に医師の免許を取得すること。

(2) 臨床研修

医師免許取得後、直ちに条例で定める病院（熊本大学病院または県内の基幹型臨床研修病院）で臨床研修に従事すること。

(3) 勤務する病院等

臨床研修終了後、直ちに知事が指定する病院等（以下「指定病院等」という。）に勤務すること。

(4) 返還免除に必要とされる指定病院等での勤務期間

① 第1号被貸与者：貸与期間の1.5倍に相当する期間

② 第2号被貸与者：修学資金の貸与期間に3年を加えた期間

※勤務期間には条例で定める病院での臨床研修期間（2年間）を含みます。

※勤務期間中に、大学院への進学、傷病、災害などやむを得ない理由により指定された医療機関での勤務が一時的に困難になった場合は、継続して当該勤務に従事したものとみなします。

(5) その他

① 後期研修のため、指定病院等での医師業務に従事できない場合には、事前の申出により、継続して当該勤務に従事したものとみなします。県内の病院等で後期研修を受ける場合は、その期間のうち1年間のみを当該勤務期間に算入するものとし、それ以外の場合は、当該勤務期間には算入しないものとします。

② 指定病院等での医師業務（臨床研修及び後期研修を含む。）に起因して死亡し、又は当該業務に起因する傷病のため業務に従事することができなくなったときは、返還債務の全額を免除し

ます。

2 貸与契約の解除及び貸与の停止

(1) 貸与契約の解除

在学中に、次の条件に該当した場合には、貸与契約が解除されます。

- ① 退学したとき。
- ② 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- ③ 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- ④ 死亡したとき
- ⑤ 上記の場合のほか、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(2) 貸与の停止

休学し、又は停学の処分を受けたときは、その間の修学資金の貸与を行いません。

3 修学資金の返還

(1) 返還しなければならない場合

次の条件のいずれかに該当する場合には、貸与額に返還利息（※）を加えた額を一括して返還しなければなりません。

- ① 貸与契約の解除の要件に該当し、貸与契約が解除されたとき。
- ② 大学卒業後、死亡したとき。
- ③ 大学卒業後、2年以内に医師の免許を取得できなかったとき。
- ④ 医師の免許取得後、条例で定める病院において直ちに臨床研修に従事しなかったとき。
- ⑤ 条例で定める病院における臨床研修修了前に、臨床研修に従事しなくなったとき。
- ⑥ 条例で定める病院における臨床研修修了後に、直ちに指定病院等において医師業務に従事しなかったとき。
- ⑦ 返還免除に必要とされる勤務期間において、指定病院等で医師業務に従事しなくなったとき。

※返還利息：貸与月数に応じ、修学資金の額につき年10%が課されます。

(2) 遅滞利息

正当な理由がなく、期限までに返還しなかったときは、遅滞利息年14.6%が課されます。

その他

1 他の自治体等の医師修学資金

本修学資金の貸与が決定された場合は、他自治体における同様の医師修学資金を同時に受けることはできません。

2 修学資金貸与の方法

熊本県から直接、入学料、授業料及び生活費相当額が貸与されます。（毎月口座振込）

問合せ先

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
熊本県健康福祉部健康局医療政策課
TEL：096-333-2204（直通）
FAX：096-385-1754
E-mail：iryoseisaku@pref.kumamoto.lg.jp